

令和 8 年 2 月 1 日 執行

有田川町長・議会議員一般選挙

選挙公営（公費負担）の手引き

有田川町選挙管理委員会

## 目次

1. 公費負担制度について	1
2. 公費負担の対象費用	1
3. 公費負担の対象者	1
4. 公費負担の限度額	2
(1) 選挙運動用自動車の使用	2
(2) 選挙運動用ビラの作成	3
(3) 選挙運動用ポスターの作成	3
5. 公費負担に関する諸手続	4
(1) 契約締結と契約届出	4
(2) 確認申請	4
(3) 使用・作成証明書の交付	5
(4) 費用の請求	5
(5) 収支報告と公費負担	6
6. 公費負担制度Q & A	7

## 1、公費負担制度とは

この制度は、有田川町長選挙および有田川町議会議員選挙について、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」、「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額の範囲内で有田川町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

## 2、公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、有田川町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められます。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

## 3、対象となる候補者

この選挙公営制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

(供託物没収点)

○町長選挙：有効投票総数×1／10

○町議会議員選挙：(有効投票総数÷町議員定数(14人))×1／10

### 【参考例】

区分	執行期日	定 数	有効投票総数	供託物没収点	法定得票数
町長選挙	平成22年1月31日	1名	18,309票	1830.9	4,577.25
町議会議員選挙	平成30年1月28日	16名	14,791票	92.444	231.109

※法定得票数：定数で有効投票の総数を除した得た数の四分の一以上の得票がないと、当選人となることができません。(公職選挙法第95条)

## 4. 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額
1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー方式）		選挙運動用自動車として使用される各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	1日 64,500円×5日 = 322,500円
2 の 場 合 （個 別 契 約 方 式）	① 自動車の借り入れ契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	1日 16,100円×5日 = 80,500円
	② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円×5日 = 38,500円
	③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（1日について1人に限る）	1日 12,500円×5日 = 62,500円

※一般乗用旅客自動車運送事業者との契約（ハイヤー方式）とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。

※同一の日に、1の契約（一般運送契約）と2の契約（個別契約）のいずれもが締結されている場合は、候補者が指定するいずれか一方が公費負担の対象となります。

※燃料の供給契約は、1日当たりの上限額ではなく、期間中の合計での上限額となります。その他の契約については1日の上限額として定められています。

※公費負担の限度額の「5日」については、普通に選挙が行われた場合の日数です。

無投票となった場合は、告示日1日の使用分が、公費負担の対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	8円38銭・・①	町長選挙：5,000枚 町議会議員選挙：1,600枚

※投票の有無に関わらず、作成費は公費負担の対象となります。ただし、無投票となつた場合については、告示日までに契約が締結されたものに限ります。

【例1】町長選挙運動用ビラ6,000枚を39,000円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、 $39,000\text{円} \div 6,000\text{枚} = 6\text{円}50\text{銭}$ になります。  
この場合、 $6\text{円}50\text{銭} \times 5,000\text{枚} = 32,500\text{円}$ が公費負担の対象となります。  
32,500円を超える分となる6,500円は候補者の負担となります。

【例2】町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚を13,600円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、 $13,600\text{円} \div 1,600\text{枚} = 8\text{円}50\text{銭}$ になります。  
この場合、 $8\text{円}38\text{銭} \times 1,600\text{枚} = 13,408\text{円}$ が公費負担の対象となります。  
13,408円を超える分となる192円は候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	586円88銭×212枚+316,250円 212箇所(ポスター掲示場数) =2,079円・・①	212枚・・② (ポスター掲示場数 212箇所)

※投票の有無に関わらず、作成費は公費負担の対象となります。ただし、無投票となつた場合については、告示日までに契約が締結されたものに限ります。

【例】選挙運動用ポスター250枚の作成を250,000円で契約した場合

- 1枚当たりの作成単価は、 $250,000\text{円} \div 250\text{枚} = 1,000\text{円}$ になります。  
この場合、 $1,000\text{円} \times 212\text{枚} = 212,000\text{円}$ が公費負担の対象となります。  
残りの38枚分、212,000円を超える分となる38,000円は候補者の負担となります。

## 5. 公費負担に関する諸手続

### 【1】契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を有田川町選挙管理委員会まで届け出る必要があります。

- (1) 提出先 有田川町選挙管理委員会
- (2) 提出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・・立候補届出時  
契約が立候補届出の後の場合・・・・契約締結後直ちに
- (3) 提出書類 各契約届出書（様式第1～3号）、各業者等との契約書の写し

#### 《留意事項》

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約方式」である場合は、  
①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれの契約書の写しが必要  
です。
- ・同じく選挙運動用自動車の「個別契約方式」について、契約の相手方が生計を一  
にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限  
ります。

### 【2】確認申請

選挙運動用自動車の燃料代、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成については、公費負担の適用を受けようとする場合、有田川町選挙管理委員会に確認申請書を提出し、確認書の交付を受ける必要があります。

- (1) 確認申請が必要なもの
  - ・選挙運動用自動車の燃料代 公費負担の限度額の範囲内であることの確認
  - ・選挙運動用ビラの作成 作成枚数の上限の範囲内であることの確認
  - ・選挙運動用ポスターの作成 ポスター掲示場数の範囲内であることの確認
- (2) 確認申請方法
  - ・確認申請書（様式第4～6号）は、契約相手ごとに作成してください。
  - ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の  
写し又は控えを保管してください。
  - ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。
- (3) 確認申請書の提出先 有田川町選挙管理委員会
- (4) 確認書の交付
  - ・申請に基づき有田川町選挙管理委員会から確認書を交付します。
  - ・交付を受けた確認書は直ちに契約業者等に提出してください。
  - ・確認書は、契約業者等が有田川町に代金を請求する際に請求書に添付する必要が  
あります。

### 【3】使用・作成証明書の交付

契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付しなければなりません。契約業者等が代金を有田川町に請求するに当たり、請求書にこの証明書を添付する必要があります。

なお、燃料供給に係る証明書については、給油伝票の写し（供給を受けた日付、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額がわかるもの）の添付が必要です。

### 【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、有田川町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。候補者の自己負担となります。

#### (1) 請求に必要な書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約（ハイヤー・タクシーの借上げ）	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】</li><li>・請求内訳書【様式第13号（別紙）その1】</li><li>・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号（その1）】</li></ul>
	自動車の借入れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】</li><li>・請求内訳書【様式第13号（別紙）その2（1）】</li><li>・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号（その1）】</li></ul>
	個別契約方式	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】</li><li>・請求内訳書【様式第13号（別紙）その2（2）】</li><li>・選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】</li><li>・選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第10号（その2）】</li><li>・給油伝票の写し（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額がわかるもの）</li></ul>
	燃料の供給	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第13号】</li><li>・請求内訳書【様式第13号（別紙）その2（3）】</li><li>・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第10号（その3）】</li></ul>
	運転手の雇用	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第14号】</li><li>・請求内訳書【様式第14号（別紙）】</li><li>・選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】</li><li>・選挙運動用ビラ作成証明書【様式第11号】</li><li>・ビラ見本1枚（2種類の場合は各1枚）</li></ul>
	選挙運動用のビラの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第15号】</li><li>・請求内訳書【様式第15号（別紙）】</li><li>・選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】</li><li>・選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】</li></ul>
	選挙運動用ポスターの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第15号】</li><li>・請求内訳書【様式第15号（別紙）】</li><li>・選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】</li><li>・選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】</li></ul>

## （2）請求書提出の際の注意

支払いは口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。これまで有田川町役場に口座登録がされていない場合は、通帳またはキャッシュカードの口座番号が記載された部分のコピーを添付してください。

請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますので注意してください。

## （3）請求書の提出先・提出期限

提出先：有田川町大字下津野2018番地4

有田川町選挙管理委員会事務局（有田川町役場吉備庁舎総務課内）

TEL 0737-22-3291

提出期限：選挙期日後、2週間を目途にご提出ください。

## 【5】収支報告と公費負担

選挙公営により公費負担となった選挙運動用ビラ及びポスターの作成費用については、選挙運動用費用収支報告書に計上する必要があります。ただし、公営により町から作成費が支払われた場合も支出に計上してください。しかし、収入には計上しなくてかまいません。

一方で、選挙運動用自動車に関する費用は選挙運動費用と見なされませんので、選挙運動費用収支報告書に計上する必要はありません。

## 6. 公費負担制度Q & A

### 目次

#### (1) 共通

【Q 1】契約書の作成	9
【Q 2】契約する金額	9
【Q 3】公費負担の金額	9
【Q 4】情報公開の対象	9
【Q 5】使用（作成）証明書の交付	9
【Q 6】届出書類に誤りがあった場合	10
【Q 7】書類の保管（1）	10
【Q 8】書類の保管（2）	10

#### (2) 自動車の借入れ

【Q 9】公費負担の対象	10
【Q 10】複数台を借入れる場合の公費負担の対象	10
【Q 11】装備品等の付帯金（1）	10
【Q 12】選挙運動期間前からの借入れ	11
【Q 13】契約書に記載する借入れ期間	11
【Q 14】月極（1ヶ月）契約による借入れ	11
【Q 15】レンタカー許可業者以外からの借入れ	11
【Q 16】選挙運動用自動車の借入額	12
【Q 17】親族からの選挙運動用自動車の借入れ	12
【Q 18】ハイヤー契約（一括契約）	12

#### (3) 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

【Q 19】公費負担の対象	12
【Q 20】選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代	12
【Q 21】2社以上のガソリンスタンドでの給油	12
【Q 22】給油量、給油金額の記録	13
【Q 23】投票日の給油	13

#### (4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

【Q 24】公費負担の対象	13
【Q 25】選挙運動用自動車以外を運転した場合	13
【Q 26】選挙運動期間以外の運転	13
【Q 27】複数の運転手との契約	13
【Q 28】運転手の宿泊代	14
【Q 29】同一日に複数の運転手が運転した場合	14
【Q 30】親族が運転した場合の公費負担	14

(5) 選挙運動用ビラの作成	
【Q 3 1】公費負担の対象	1 4
【Q 3 2】選挙運動用ビラの頒布	1 4
【Q 3 3】選挙運動用ビラ以外の印刷物を発注した場合	1 4
(6) 選挙運動用ポスターの作成	
【Q 3 4】公費負担の対象（1）	1 5
【Q 3 5】公費負担の対象（2）	1 5
【Q 3 6】選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合	1 5

## (1) 共通

【Q 1】公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

【A 1】選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方(業者等)と有償による契約を書面にて締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

- ①有償契約であること
- ②契約期間の記載があること
- ③契約金額の記載があること
- ④車両が特定(車種、登録番号等)されていること
- ⑤契約年月日が記載されていること
- ⑥借受人が候補者であること

【Q 2】契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか？

【A 2】条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められます。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。

【Q 3】費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

【A 3】公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

【Q 4】町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか？

【A 4】町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。  
(印影など一部非開示部分あり)

【Q 5】使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

【A 5】それぞれの契約履行後に行ってください。使用(作成)証明書は、いずれも実際に基づき使用(作成)するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

【Q 6】公費負担に関する届出書類に誤りがあることが分かった場合はどうすればよいですか。

【A 6】届出書類に誤り等がある場合は、ただちにその旨を町選挙管理委員会に届け出る必要があります。

【Q 7】公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか？

【A 7】納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票(写し)の添付が義務付けられています。

【Q 8】選挙中はとても忙しいため、書類を保管したり、契約内容を正確に把握したりすることが難しいのですが、どのようにすればよいですか？

【A 8】契約内容を正確に把握しておくことは、適正な公費負担請求のため必要となります。納品書類等の書類は、事実関係を証明するために必要なため、大切に保管してください。

## （2）自動車の借入れ

【Q 9】公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

【A 9】主として選挙運動のため使用され、選挙管理委員会から交付される表示板を取り付けた車両で 候補者 1 人につき 1 台です。

【Q 10】選挙運動用自動車として 1 台、選挙事務所の業務用に 1 台を借りるが、2 台とも公費負担の対象になりますか？

【A 10】公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

【Q 11】レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

【A 11】車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象なりません。車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

【Q 1 2】選挙運動期間前から借り入れしたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか？

【A 1 2】公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担の対象期間となります。

【Q 1 3】選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

【A 1 3】選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

【Q 1 4】月極（1ヶ月）契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の対象になる金額は？

【A 1 4】自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1カ月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

【Q 1 5】選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

【A 1 5】公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

しかし、道路運送法第80条には自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償契約で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますので注意してください。

【Q 1 6】レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか？

【A 1 6】契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について、説明できるよう適切な契約を行っていただく必要があります。

【Q 1 7】自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の対象になりますか？

【A 1 7】生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。  
※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

【Q 1 8】選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車借り入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

【A 1 8】契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

### (3) 選挙運動用自動車の使用 (燃料の供給)

【Q 1 9】選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

【A 1 9】選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額(7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額)を比較して、いずれか低い方の金額となります。

【Q 2 0】選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

【A 2 0】選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象なりません。

【Q 2 1】2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担申請することはできますか？

【A 2 1】公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。(2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になる。)ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となります。

【Q 2 2】燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

【A 2 2】公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額が記載されていることが必要です。

【Q 2 3】投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象になりますか？

【A 2 3】公費負担の対象は、選挙運動期間内(告示日から投票日前日まで)となるため、公費負担の対象となりません。

#### (4) 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

【Q 2 4】選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか？

【A 2 4】選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用(報酬)であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。（1日あたりの上限額12,500円）なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。また、運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象になります。

【Q 2 5】契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

【A 2 5】運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象なりません。

【Q 2 6】選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

【A 2 6】選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象なりません。

【Q 2 7】選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか？

【A 2 7】公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。なお、各々と契約する必要があります。しかし、同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

【Q 2 8】契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

【A 2 8】運転手が選挙運動期間中に選挙運動自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

【Q 2 9】同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどうなりますか？

【A 2 9】公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象になりません。2人目の運転手の報酬については、労務者として報酬を支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられる。

【Q 3 0】選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか？

【A 3 0】候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象なりません。

※親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族をいいます。

## （5）選挙運動用ビラの作成

【Q 3 1】公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

【A 3 1】公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

【Q 3 2】選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

【A 3 2】次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折り込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

【Q 3 3】選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

【A 3 3】例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外費用に区別することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

## （6）選挙運動用ポスターの作成

【Q 3 4】公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

【A 3 4】公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。

【Q 3 5】ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

【A 3 5】ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。) 例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

【Q 3 6】選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

【A 3 6】選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。選挙運動用ポスター以外の印刷費用は公費負担の対象となりません。